

東海市選挙管理委員会告示第5号

令和8年3月29日執行の東海市議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項により準用する同条第5項の規定により、候補者がポスターの掲示を開始できる日を次のとおり告示する。

令和8年1月19日

東海市選挙管理委員会委員長 稔 田 とし恵

ポスターの掲示を開始できる日

令和8年3月22日（日）